（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（長期優良住宅建築等計画等の認定の申請） **第二条**　（略） ２・３　（略） ４　法第五条第五項又は第七項の規定による認定の申請をしようとする者のうち、法第六条第八項の規定の適用を受けようとする者は、第一項の申請書の正本及び副本並びに添付図書にマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）第一条の十二に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号。第五条の二において「マンション管理適正化法」という。）第五条の二十第一項に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添えて、所管行政庁に提出するものとする。 （維持保全に関する基準） **第五条の二**　法第六条第八項の国土交通省令で定める基準は、法第二条第三項各号に掲げる住宅の部分及び設備について、国土交通大臣が定めるところにより点検の時期及び内容がマンション管理適正化法第五条の二十第一項に規定する認定管理計画に定められていることとする。 第一号の二様式（第二条関係）（日本産業規格Ａ列４番） （略） （第二面） 長　期　優　良　住　宅　建　築　等　計　画 １．建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項 〔建築物に関する事項〕 【１．地名地番】～【11．住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第５項の適用の有無】　（略） 【12．マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の20第１項に規定する認定管理計画の有無】　□無　□有 （注意） （削る） １．～３．（略）	（長期優良住宅建築等計画等の認定の申請） **第二条**　（略） ２・３　（略） ４　法第五条第五項又は第七項の規定による認定の申請をしようとする者のうち、法第六条第八項の規定の適用を受けようとする者は、第一項の申請書の正本及び副本並びに添付図書にマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）第一条の十二に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号。第五条の二において「マンション管理適正化法」という。）第五条の十八に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添えて、所管行政庁に提出するものとする。 （維持保全に関する基準） **第五条の二**　法第六条第八項の国土交通省令で定める基準は、法第二条第三項各号に掲げる住宅の部分及び設備について、国土交通大臣が定めるところにより点検の時期及び内容がマンション管理適正化法第五条の十八に規定する認定管理計画に定められていることとする。 第一号の二様式（第二条関係）（日本産業規格Ａ列４番） （略） （第二面） 長　期　優　良　住　宅　建　築　等　計　画 １．建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項 〔建築物に関する事項〕 【１．地名地番】～【11．住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第５項の適用の有無】　（略） 【12．マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の18に規定する認定管理計画の有無】　□無　□有 （注意） １．【６．建て方】の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。 ２．～４．（略）